

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	非常用飲料水袋の購入について	
契 約 内 容	災害時における住民への応急給水手段の一つとして備蓄している水袋の補充として同一製品を購入するもの	
契 約 期 間	納入期日 平成30年3月15日	
契 約 締 結 日	平成30年2月23日	
契 約 相 手 方	ワールドウォーターバッグ株式会社	
契 約 金 額	159,408円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	現在備蓄している簡易水袋は製造元が直接製造・販売しているため、他社の取り扱いがなく、競争入札に適さないため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課